

# 審査基準

令和6年11月20日作成

法令名：大規模地震対策特別措置法施行規則
根拠条項：第6条の4第1項
処分の概要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：県知事、長崎県公安委員会
法令の定め： 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の4第2項
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日以内
申請先：使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署
問合せ先：交通部交通規制課規制係（電話095 - 820 - 0110（内線5174）） 警察署交通課（地域交通課）（電話（内線））
備考：